

(別紙2) 令和8年度二見浦海水浴場管理運営基準表

監視員はその日の遊泳条件に関して青旗・黄旗・赤旗のいずれかを掲げ、遊泳者に周知すること。  
また、津波の発生が予想される場合は安全な場所へ避難するように津波フラッグ等で周知すること。

<b>青色</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊泳可能</li> </ul>
<b>黄色</b> (遊泳注意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波がやや高いとき</li> <li>・ 水温がやや低いとき</li> <li>・ 潮の流れがややはやいとき</li> <li>・ 視界がやや不良のとき</li> <li>・ 雷鳴、稲光があるとき</li> <li>・ その他監視員が遊泳に注意を要すると認めたとき</li> </ul>
<b>赤色</b> (遊泳禁止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波のおそれがあるとき</li> <li>・ 波が異常に高いとき</li> <li>・ 水温が異常に低下しているとき</li> <li>・ 潮の流れが異常にはやいとき</li> <li>・ 廃油、汚物等が流出したとき</li> <li>・ 台風が接近しているとき</li> <li>・ 視界不良のとき</li> <li>・ 荒天又は危険生物の発見等により、水浴・遊泳に生命の危険を伴うおそれがあるとき</li> <li>・ その他監視員が遊泳することが危険又は不相当と認めたとき</li> </ul> <p>※看板等を掲示し、すみやかに遊泳者に周知させ、遊泳することを止めさせること。</p>
	<p><b>津波フラッグ (津波発生が予想される場合)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波の発生が予想される場合は、遊泳者に安全な場所へ避難するよう周知すること。</li> <li>・ 津波のおそれがあることを知らせる津波フラッグを掲揚または監視員が持って海岸を走り、遊泳者に周知すること。</li> <li>・ 避難場所について、監視員は事前にその場所を把握しておくこと。</li> </ul>